

令和8年度 第4回春日市教育委員会定例会 議事録

1 開会及び閉会に関する事項

(1) 日 時 令和8年7月24日(金)
開会 午前9時4分
閉会 午前9時57分

(2) 場 所 春日市役所 中会議室

2 出席者の氏名

教 育 長	山 崎 明 彦
教 育 委 員	安 本 誠 一
教 育 委 員	黒 岩 眞理子
教 育 委 員	足 達 好 子
教 育 委 員	奥 田 大 輔

(事務局)

教 育 部 長	武 末 竜 久
教育総務課長	小 嶋 健 朗
学校教育課長	高 木 隆太郎
地域教育課長	濱 田 佳寿美

教育総務課統括係長	大 塚 寛
教育総務課主任	江 藤 太 志

3 欠席者の氏名

4 議事の概要

別 紙

○山崎教育長

ただいまから令和8年度第4回春日市教育委員会会議を始めます。
本日の議事は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

【第1 会議録署名委員の指名】

○山崎教育長

まず初めに、会議録署名委員の指名を行います。奥田委員を指名いたします。
どうぞよろしくお願いいたします。

【第2 議案】

○山崎教育長

次に、議案の付議事項でございますが、第10号議案 令和8年度春日市一般会計補正予算に関する意見の申出については、「議会の議決を経るべき議案の原案に関する事項」に該当するほか、報告第2号 臨時代理についても、「個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのある事項」に該当するため、これらを春日市教育委員会会議公開規則第4条の規定に基づき、非公開としたいと思います。

それでは皆様の意見、委員の皆様にお諮りをいたします。

第10号議案および報告第2号 について、非公開とすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山崎教育長

全員賛成により第10号議案および報告第2号 は非公開とし、公開事項の後に審議および報告いたします。

また、第11号議案 令和9年度に小学校において使用する教科用図書の採択について及び第12号議案 令和9年度に中学校において使用する教科用図書の採択についてですが、委員の皆様にご確認をいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条の規定により、「自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件」又は「自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件」については、議事に参与することができないこととされております。第11号議案及び第12号議案について、三親等以内の親族に利害関係のある委員はいらっしゃいますでしょうか。

(該当者なし)

○山崎教育長

利害関係のある委員はいらっしゃらないようですので、このまま議事を進めてまいります。

(1) 第11号議案 令和9年度に小学校において使用する教科用図書の採択について

○山崎教育長

それでは、第11号議案 令和9年度に小学校において使用する教科用図書の採択について 事務局から説明をお願いいたします。

○高木学校教育課長

それでは、第11号議案、令和9年度に小学校において使用する教科用図書の採択について、説明いたします。議案書の6ページをお開きください。

まず、提案理由です。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条並びに同法の施行令第14条第1項及び第15条第1項の規定により、令和9年度に小学校で使用する教科用図書、いわゆる教科書について、現在使用しているものを引き続き採択するため提案する必要があるという

ものでございます。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条第1項では、義務教育諸学校、本市の場合は、小中学校になりますが、ここで使用する教科書については、政令、下の同法施行令第15条第1項に定める期間の4年間、毎年度、種目ごとに同一の教科書を採択するものとされております。また、教科書の採択を行う時期については、施行令第14条第1項の規定により、使用する年度の前年度の8月31日までとされており、今回で言えば、令和9年度に使用する教科書については、その前年度である令和8年度の8月31日までに採択を行わなければなりません。なお、現在使用している教科書については、8ページの表、令和9年度使用予定小学校教科用図書をご覧ください。

第11号議案の説明は以上です。ご審議の上、承認を賜りますようお願いいたします。

○山崎教育長

ただいま説明のありました議案について、審議をいたします。質疑はございますか。

○安本委員

7ページに記載の法律第14条に関するご説明がありましたが、以前にもお聞きした記憶がございます。この教科書は、法律上、毎年採択の手続きを行わなければならないということでしょうか。

例えば、現在は令和8年度にあたります。中学校においては令和7年度からすでに採用されているため、昨年度からこの教科書が使用されていることとなります。そこで、昨年度この教科書を使用してどうであったかについて、何か調査やアンケートなどが実施されているのかという点が1点目です。あわせて、現場の先生方からこの教科書を使用して何か課題があったのか、あるいは使い勝手が良い・悪いといったご意見が寄せられているのかについてお伺いいたします。

○高木学校教育課長

公式に全体へアンケートを実施したという実績はございません。ただ、指導主事を通じて、学校訪問の際に意見を聞き取ることは行っておりますが、それを取りまとめて公開するところまでは至っていない状況でございます。

○安本委員

申し訳ありませんが、現場の声が分からないと私たちとしては判断しにくいという面がございます。以前にも同様の発言をしたことがございますが、現場の状況が分からない中での採択について、どのように捉えるべきかという思いを感じております。例えば、4年間にわたる採択であればその期間で完結しますが、法律上、毎年採択となっていることに関して、毎年何らかの手続きや対応を行わなければならないのかという疑問があり、これについては何年か前にもお聞きしたことがございます。

○山崎教育長

他ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、第11号議案 令和9年度に小学校において使用する教科用図書の採択について ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山崎教育長

全員賛成でございます。よって、第11号議案 令和9年度に小学校において使用する教科用図書の採択について 全員賛成をもって可決いたしました。

(2) 第12号議案 令和9年度に中学校において使用する教科用図書の採択について

○山崎教育長

次に、第12号議案 令和9年度に中学校において使用する教科用図書の採択について事務局から説明をお願いいたします。

○高木学校教育課長

それでは、第12号議案、令和9年度に中学校において使用する教科用図書の採択について、説明いたします。議案書の9ページをお開きください。まず、提案理由です。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条並びに同法の施行令第14条第1項及び第15条第1項の規定により、令和9年度に中学校で使用する教科用図書、いわゆる教科書について、現在使用しているものを引き続き採択するため提案する必要があるというものでございます。先ほど、小学校と同様の説明になります。説明は割愛しまして、現在使用している教科書については、10ページの表、令和9年度使用予定中学校教科用図書をご覧ください。

第12号議案の説明は以上です。ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

○山崎教育長

ただいま説明のありました議案について、審議をいたします。質疑はございますか。

よろしいでしょうか。それでは、第12号議案 令和9年度に中学校において使用する教科用図書の採択について ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山崎教育長

全員賛成でございます。よって、第12号議案 令和9年度に中学校において使用する教科用図書の採択について 全員賛成をもって可決いたしました。

- (3) 第13号議案 令和7年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について

○山崎教育長

次に、第13号議案 令和7年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について、事務局から説明をお願いいたします。

○小嶋教育総務課長

それでは議案書12ページをご覧ください。

第13号議案令和7年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価についてでございます。提案理由です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第1項の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表する必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

6月の教育委員懇談会において、教育委員の皆様からいただいた様々なご意見を踏まえまして、また事務局において再度内容を精査し、修正した点検評価報告書をお手元にお配りしております。

なお、学識経験者の意見につきましては引き続き福岡女学院大学の相良誠司教授から、点検評価報告書に対してのご意見をいただいております。説明は以上でございます。

○山崎教育長

ただいまの説明にありました議案について審議をいたします。質疑はございますでしょうか。少し時間を取って進めたいと考えております。

○山崎教育長

よろしいでしょうか。それでは、第13号議案令和7年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価についてただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山崎教育長

全員賛成でございます。よって、第13号議案令和7年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について全員賛成をもって可決いたしました。

【3 報告事項】

(1)教育長報告

○山崎教育長

次に、報告事項です。（1）教育長報告についてです。私の方からは2点、報告させていただきます。1点目は、本年度から春日市のすべての小中学校において、コミュニティ・スクールを基盤とした「いじめゼロプロジェクト」を組織いたしました。現在、すべての学校で計画段階を終え、夏休み明け以降は実働段階に入ろうとしているところでございます。先日行われましたコミュニティ・スクールのトップセミナー、そして現在行われている教育長トークにおいても、すべての学校でこの「いじめゼロ」を目指した協議を進めておるところです。その効果や成果については、今後、教育委員会の会議の中でも報告させていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

2点目でございますが、実は先日、春日小学校において次のような事故が発生いたしました。1人の児童が給食に出た野菜カレーを食べていた際、その中に入っていたナスを誤って喉に詰まらせるという事象が発生いたしました。結果として大事に至らず事なきを得ましたが、そこに至る経過がとても素晴らしいものであったため、今後すべての学校でも参考にしていきたいと考え、ご報告いたします。学校から報告書が上がっておりますので、簡単に読み上げさせていただきます。

Dは児童です。Dは給食時間中に夏野菜のカレーを食べていた。カレーの中に、縦1.5センチ、横2センチ、厚さ0.5センチほどのナスが入っており、それを誤って喉に詰まらせてしまいました。その際、学校が取った具体的な措置ですが、Dの顔面が蒼白になり、首に手を当てて苦しそうにしている状況に、まず担任が気づきました。そして担任が背中を叩く背部叩打法を行いましたが、結果として何も出てきませんでした。続いて担任が腹部突き上げ法を行ったところ、1度目でカレーが出て、再度腹部突き上げ法を行い、ナスが出てまいりました。

この間に、同学年の担任が職員室に連絡し、校長、教頭、養護教諭が駆けつけ、Dを保健室に移動させました。教頭と養護教諭が見守りを行い、担任が保護者に電話をかけたところ最初は繋がりましたが、保護者から折り返し電話があり、教頭が顛末を説明いたしました。その後、Dと母親が電話で直接話をし、無事を伝えて、栄養士が吐き出したナスを確認したという報告が上がっております。

南筑後においては子どもの死亡事故も報道されておりました。おそらく食べたものは異なりますが、下手をすれば命を落とす可能性も十分にあった状況の中で、担任の適切な判断と、学年の教員が素早く集まって動いたチームワーク、そしてあわせて学級の子どもたちがきちんとした対応をとっていたことの3つが揃い、ひとりの子どもの命を救ったと言っても過言ではないと考えております。

実は春日小学校では、事前にしっかりと、喉に詰まらせたときの研修を行っておりました。その研修の効果が十分に出了のではないかと考えております。教育委員会としても非常に嬉しい思いを持っており、手作りではございますが感謝状を作成し、担任の先生と校長先生に教育長室に来ていただき、手渡したところでございます。そのことについては、先日の校長会でもすべての校長に報告と注意喚起をあわせて行ったところです。

以上、2点の報告とさせていただきます。何かご質問等がございましたらお願いいたします。

○奥田委員

具体的に何ってよいか分かりませんが、何年生の児童だったのでしょうか。

○山崎教育長

5年生です。

○安本委員

先生方の対応は素晴らしいと思います。確か他市でも同様の事故があったかと思いますが、今回の事故に対する学校の対応は非常に素晴らしいものであったと感じております。ただ、今度同じような事象を発生させないためにはどうしたらよいかということを考えなければいけないと考えております。先ほど、ナスのサイズについて、縦1.5センチ、横2センチ、厚さ0.5センチほどであったと伺いました。そのようなサイズのもので喉を詰まらせる事案が、小学校5年生の児童に生じたということです。

ですので、今後は給食の調理において、次はそのような事故が起こらないように、食材のサイズをもっと小さくするといった対応を教育委員会として求めていくなど、今回のようなトラブルが起きないように事前に対策を講じていけるとよいのではないかと感じました。それにしても、小学校の先生方の対応は本当に素晴らしいと思います。医療系の大学に勤めている私から見ても、背部叩打法と腹部突き上げ法という2つの適切な応急手当のやり方をしっかりと実践されていたのは、日頃から素晴らしい研修を行われていた成果であると感じました。

○山崎教育長

委員のご意見についてはしっかりと検討させていただきたいなと思っております。その他ございませんでしょうか。

(2) 教育委員報告

○山崎教育長

それでは次に、教育委員報告です。委員の皆さまからは何かございませんか。

○奥田委員

前回の定例会は欠席となり申し訳ありませんでした。その時にいただいた資料を見ていたのですが、1点気になったのが平和教育についてです。どの資料だったか忘れてしまいましたが、被爆者の方を招いて体験談を語っていただくという内容が記載されておりました。もう戦争自体が昔話になりつつあって、現状中東情勢など、子どもたちに伝えるべきことは結構あるのではないかと考えたのが1点と、被爆者のお話に関して、長崎や広島は少し距離が遠いと感じられる面もあるため、もっと身近な事例として、例えば福岡大空襲などの経験者の方にお話ししていただくことも選択肢の一つではないかと思い、資料を見ていてそのように思ったため報告させていただきました。

あわせて、もう1点よろしいでしょうか。先日、「社会を明るくする運動」に参加してまいりました。その中で、各小学生による発表が非常に素晴らしいと感じました。そこで総評でも言っていたのが、今回の「SNS」ではなく「つながり」がテーマであり、小学生4名ほどが発表されていました。

そこで私は、どうしても今はスマートフォンを通じていじめなどに発展しがちなところを、お互いに直接言葉を交わして話し合うことで理解し合える環境が、強制的にでも必要なのではないかと最近思うようになりました。例えば、朝の時間に何分間か読書の時間などを設けている学校もあるかと思いますが、そうした時間を活用して、お互いに会話をする時間を少し設けてみてはどうかと感じました。

どうしても友達同士だと気が合う子たちとしか話さず、つながりが偏りがちになりますが、普段あまり接点のない子ども同士が話をすることで、「こういう考え方もあるんだ」と気づくことができます。小中学生という年代において、他者の考えを受け入れることは非常に大切であると、発表を聞いて改めて感じました。具体的な提案の一つとして、朝の時間などは難しいかもしれませんが、少し会話の時間を取り入れてみるのはどうかと考え、報告いたしました。

○山崎教育長

奥田委員からいただいた1点目の平和教育の推進に関するご意見についてですけれども、被爆者の方のお話を中心となっておりますが、春日市の場合は、すべての小学校において修学旅行の行き先が長崎となっております。それに関連づけて事前の学習の中で被爆者の方のお話を聞いた上で、実際に長崎で様々な体験をするという大きな学びが中心になっております。

当然、福岡大空襲については中学校において、公民の時間に中東情勢などについてしっかりと学習する場がありますので、福岡大空襲、中東情勢などを扱っていないということはございません。よろしく願いいたします。

(3) 事務局報告

○山崎教育長

それでは次に事務局報告でございます。令和8年度第2回社会教育委員の会議について事務局から報告をお願いいたします。

○濱田地域教育課長

資料の 19 ページをお願いいたします。6 月 18 日に実施いたしました社会教育委員会議の報告をいたします。

本年度の第 2 回目となっておりますが、任期的には第 1 回目の会議となりますので、議長及び副議長の選出を行いました。その結果、これまでと同様に、議長に松本委員、副議長に原田委員がそれぞれ選出されております。それから、新しく就任された委員の方もいらっしゃることから、県の社会教育主事をお招きして社会教育委員研修会を実施いたしました。そのほか、年間の行事や会議日程、研修計画について確認を行ったところでございます。報告は以上です。

(4) 主要行事報告

○山崎教育長

次に報告事項でございます。主要行事報告に何か補足して説明がありましたらお願いします。

○濱田地域教育課長

報告ではありませんが、少しご案内をさせていただきたく、資料を配付させていただいております。9 月 27 日に実施いたします「地域で子どもを育てる交流会」のご案内でございます。

ぜひご参加いただきたいと思いますと思いまして、今回ご案内させていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。なお、申し込み方法についてのご案内ですが、直接地域教育課にご連絡いただいても構いませんので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○山崎教育長

主要行事報告について、各委員さんの御質問等はございませんか。

【第 4 調整事項】

(1) 8 月定例教育委員会議の日程について

令和 8 年 8 月 21 日（金） 午前 9 時 決定

(2) 8 月定例教育委員会議の日程について

令和 8 年 8 月 21 日（金） 午前 10 時 決定

(3) 9 月教育委員懇談会の日程について

令和 8 年 9 月 29 日（火） 午前 9 時 30 分 決定

(4) 9 月教育委員懇談会の日程について

令和 8 年 9 月 29 日（火） 午前 10 時 30 分 決定

（傍聴者退席）

- ・第 10 号議案及び報告第 2 号 非公開。
- ・審議の結果、第 10 号議案は、全員賛成により可決。
- ・審議の結果、報告第 2 号は、全員賛成により承認。

○山崎教育長

以上で本日の議事のすべてを終了いたしました。本日の教育委員会議、これにて閉会をいたします。ありがとうございました。